

第 26 回金沢市用水保全審議会

日 時：平成 21 年 9 月 3 日（木） 午後 1 時 30 分～3 時 30 分（現地視察込み）

場 所：金沢市役所新館 7 階 「第 3 委員会室」

現地視察 鞍月用水堰及び鞍月用水取水口

○現地視察

【意見交換】

事務局

○開会

岡田部長

○歴史遺産保存部長挨拶

委員の皆様方、大変お忙しい中お集まり頂き誠にありがとうございます。今ほどは大変暑中現地の方も見ていただきありがとうございました。本日は犀川河川改修に伴う鞍月用水堰の撤去と鞍月用水の取水口の変更ということで、保全用水の指定区間についてもご審議をお願いしたいと思います。当審議会は前は平成 20 年 2 月に行っており、この間に様々な取組みを行っておりますので少しご紹介させていただきたいと思います。

今年の 1 月に国の歴史まちづくり法に基づきます歴史都市の認定を受けました。歴史まちづくり法は歴史資産を活かしたまちづくりを進めるための支援法でございます。これまで県や市が単独で行ってきた文化財の補修等に対し国から支援をいただけますので、これを活用して今後とも歴史を活かしたまちづくりをさらに進めてまいりたいと思っております。

また、辰巳用水につきましては、2 年間文化財としての保存調査を進めてまいりまして、7 月に国の史跡指定に申請をいたしました。同時に、金沢市の旧城下町の中心部を重要文化的景観と位置づけ、これも認定をいただけないかということで申請をいたしました。歴史都市の認定にあっても、文化的景観にしましても、街中の用水について重要な構成要素と位置づけています。この後視察いただきました案件についてご審議いただくわけですが、それが終わった後に今申し上げました歴史都市のことや文化的景観について、その中での用水保全のあり方についてご報告させていただきたいと思っております。

今後とも用水の保全につきましてご指導賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

○委員改正に伴う新規委員 2 名の紹介

○進行を小寺会長へ依頼

会長

○会長挨拶

皆様ご苦勞様でございます。紹介のありました小寺でございます。

先ほどから皆さんと共に現地を見てきましたが、これからの審議でいろいろな意見を出していただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

○審議案件

「犀川河川改修にともなう鞍月用水堰の撤去及び鞍月用水取水口の施設について」
資料説明

会長

今の説明につきまして、質問若しくはご意見はございませんでしょうか。

委員

大野庄用水の旧取水口はそれなりの形で残っています。鞍月用水の取水口についても同じような形で残す方向でいくのかどうか。また、鞍月用水の取水口は藩政期頃にも同じ位置だったかどうかの確認をお願いします。

事務局

まず1点目の取水口についてですが、水門は現在のまま残したいと考えております。2点目については、絵図を見るかぎり同じ位置と思われます。

委員

是非とも残していくようにお願いします。

委員

改修工事後のどのようになるのかイメージがわかりづらいので、もう一度説明してほしい。また、改修後も生物の追跡調査を行っていく予定ですか。

県担当者

改修後のイメージは資料の5ページを参考にしてください。追跡調査については5年毎に行われる調査で把握していきたいと考えています。

委員

この絵で堰の所に勾配段差があるのはわかりますが、河川敷もそういう形になっています。河川敷までそのような勾配は無いほうが良いと思いますが。

県担当者

河川敷については河川勾配と合わせる必要はありませんので、歩きやすいように整備していきたいと考えています。

委員

2点あるんですが、1点目は子供が小さい頃は児童会館の所から川を渡って遊んでいたんですが、今回の工事で水の流れとかは変わるのでしょうか。

県担当者

水量は変わりません。水量が少ない時は渡ることも可能かもしれませんが、飛石などをして渡らせるような整備は危険なためできません。

委員

2点目ですが、今回の鞍月用水の延長部分は保全用水の該当にならないと説明

があったかと思いますが、その理由はなんだったでしょうか。

事務局 整備区間が河川敷であり県の管理区域になるため、整備等の要望が難しいこと、また、既存の大野庄用水、泉用水、中村高畠用水についても河川敷内は保全区間から外していることを踏まえ、保全区間の対象としませんでした。

委員 今回の取水口は上澄の綺麗な水を取り入れていると思うんですが、今回の計画により、流れてくる水を直接取り入れる形になると思われるので、水質について将来的にどうなるか検討はされているのでしょうか。

県担当者 現在は堰のため、土砂だまりができています。整備後は土砂がたまらなくなるため、常に流れている水を取り入れることになることから、基本的には変わりません。

委員 取水口を変えることによって取水量に影響はありませんか。

事務局 基本的に水門にて流量を調整しているため、流れる量については取水口の変更により影響はするものではありません。

委員 今回は何らかの堰のような物は作らないのですか？

県担当者 床止落差工というものを2ヶ所設置する予定です。

委員 魚のことを考えると、魚が下流から上がってくると、現在は魚道を通って上がってきていますが、今回改修すると魚の通り道はどうなりますか。

県担当者 緩やかな傾斜の堰を川幅いっぱいには設けるため、魚はどこからでも上がっていくことができます。

委員 今のお話を聞くとサギにはいい話で、どこでも魚が取れるようになりそうです。今は魚道が限られていて、そばに人がいるとサギは警戒するんですが、そのあたりのことも考えて欲しい。

会長 今回いろいろとご意見が出ましたので、また協議をして欲しいと思います。

事務局 用水保全区域について、区間の延伸を行わないということでよろしかったでしょうか。今回のご意見は審議会として石川県へ提出したいと思います。

委員 すいません。一つだけ。用水は年間を通して流れているわけで、安定した水量が大切であります。これらの整備をした後でも取水量が従来と変わらないようにしてほしいとお願いしておきます。

会長 それでは報告案件について説明をお願いします。

事務局 ○報告案件
「惣構堀関係」「用水保全事業関係」資料説明

会長 今報告いただいた案件について何かご意見等ありましたらお願いします。

委員 整備工事もいいですが、どのように使われてきたかを由緒書等で示すことも大事なことです。例えば中央小学校では当時金沢製糸場がこのようにして鞍月用水を使っていたという由緒書があったらよいと思いますし、小将町中学校の角にも惣構があります。現在の堀は非常に幅が狭く、こんなに狭い所が惣構堀かと誤解を与えやすい。そういう所には由緒書が必要だと思います。

委員 金沢のまちを歩いていると、用水の表示があってもいいなと思う所が何箇所もあると感じます。

岡田部長 金沢には用水に限らず歴史遺産がたくさんあります。それらについても誤解を与えないよう案内板等を設置していかなければならないと考えています。

委員 金沢の用水は全国的にも有名ですけども、本来いろんな目的を持っているものです。この審議会で歴史的なものを保全していくというのは大変重要なことです。博物館的に残すだけでなく、生活に密着した方向も考えられたらいいと思います。

委員 用水は綺麗な状態にしておく必要があるのに、ゴミが捨ててあったりするのを見かけます。小学生などに用水の大切さを伝えることも大事なことだと思います。

野島課長 大変貴重なご意見をいただきました。小学校には毎年4、5年生を対象に用水のパンフレットを配布したり、希望があった小学校には職員が講師として用水の事業を行ったりしており、用水の啓発を図っているところでございます。

会長 色々なご意見が出ましたのでこれで終了したいと思います。では事務局お願いします。

事務局 ○閉会

